

北海道胆振東部地震 について(情報交換)



平成30年北海道胆振東部地震に対する中小企業支援について

相談窓口

実施機関	受付概要
経済産業省 北海道経済産業局 産業部 中小企業課	○受付時間：平日8：30～17：15 ○札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎4階 ○TEL：011-709-1783（直通） ○FAX：011-709-4138 ○E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp
日本政策金融公庫 室蘭支店	○受付時間：平日9：00～17：00 ○室蘭市東町2丁目9番8号 ○TEL：0143-44-1731 ○FAX：0143-43-2075
日本政策金融公庫 室蘭支店 苫小牧営業所	○受付時間：平日10：00～15：00（昼休み12：00～13：00） ○苫小牧市表町1丁目1番13号 苫小牧経済センタービル4階 ○TEL：0144-36-3191
北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ	○受付時間：平日8：45～17：30 ○札幌市中央区北3条西6丁目 ○TEL：011-204-5346（直通） ○E-mail：keizai.chushokigyo1@pref.hokkaido.lg.jp
胆振総合振興局 商工労働観光課 商工労働係	○受付時間：平日8：45～17：30 ○室蘭市海岸町1丁目4番1号 ○TEL：0143-24-9589
北海道信用保証協会 苫小牧支店	○受付時間：平日9：00～19：00（17：00～19：00電話のみ） 土日祝9：00～17：00（電話のみ） ○苫小牧市表町1丁目1番13号 苫小牧経済センタービル2階 ○TEL：0144-33-1751 0120-279-540（平日17：00～19：00）
苫小牧商工会議所 経営支援課	○受付時間：平日8：45～17：15 ○苫小牧市表町1丁目1番13号 苫小牧経済センタービル3階 ○TEL:0144-33-5454 ○FAX:0144-32-6058 ○E-mail:keieishien@cci.tomakomai.or.jp

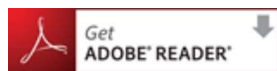
貸付関連制度

実施機関	制度概要
日本政策金融公庫・ 商工組合中央金庫	災害復旧貸付
北海道信用保証協会	緊急短期資金保証
中小企業基盤整備機構	小規模企業共済災害時貸付 ※お問い合わせ先 ○中小企業基盤整備機構 共済相談室 ○TEL：050-5541-7171
北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ	経営環境変化対応貸付【災害復旧】
中小企業庁 (受付機関：苫小牧市産業経済部 産業振興室 商業振興課)	セーフティネット保証制度 4号（突発的災害（自然災害等）） ※1 PDF 制度概要 (53.83 KB) ※2 お申し込み方法 ※3 お問い合わせ先 ○苫小牧市産業経済部 産業振興室 商業振興課 ○TEL：0144-32-6447

その他優遇措置

実施機関	制度概要
日本政策金融公庫・ 商工組合中央金庫・ 北海道信用保証協会	○既往債務の返済条件緩和等の対応 返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応する。
北海道 経済部・ 経済産業省 北海道経済復興 支援チーム	○ 北海道を元気にする中小企業・地域産品・観光等支援施策集（第1版） ※1 随時更新あり ※2 経済産業省関連の予備費の決定について

※各種制度の詳細については、実施機関へ直接お問い合わせください。



PDFファイルをご覧になるには、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない場合は、左の"Get AdobeReader"アイコンをクリックしてください。

北海道の魅力発信による消費拡大事業

平成30年度一般会計予備費予算額 **9.0億円**

1.2.(1) 商務・サービスグループ クールジャパン政策課 03-3501-1750

2.(2) 中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767

小規模企業振興課 03-3501-2036

2.(3) 中小企業庁 商業課 03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 被災地域の経済の復興のためには、観光業への支援を早急に進めることで、観光客を呼び込み、地域の消費額を増大させることが重要です。
- このため、被災地域への観光客に関する嗜好・トレンド等の情報分析を通じ、被災地域の復興に向けた適切な方策を検討するとともに、被災地域への集客や様々な地域資源（地域産品・サービス等）の魅力発信及び販路開拓・消費拡大支援を行います。

成果目標

- 事業開始時～年度末の北海道における旅行消費額について、前年度同等以上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国	1.2.(1)(2) 委託	民間企業等
	2.(1) 補助（定額）	（独）日本貿易振興機構
	2.(3) 補助（2/3）	商店街組織

事業イメージ

1. 観光消費行動等データの活用

- 観光客について、訪問・滞在先や、その嗜好、観光に係る情報取得手段、また、安心感等の消費者行動の分析を行い、関連する施策の効果向上を狙います。

2. 魅力的な地域資源の対外発信等

（1）被災地コンテンツのプロモーション等の支援

- メディア等を活用した地域産品といった観光コンテンツのプロモーションの実施や、既存の海外イベントも活用しつつ、風評被害対策や訪日客消費拡大のセミナー等を開催します。
- 観光客の呼び込みに向け、地域ブランディング支援を行います。

（2）被災事業者等販路開拓支援事業

- 百貨店・駅ナカ・駅ビル等で物産展や展示会の場を提供し、魅力ある北海道の地域の産品の販路拡大を図ります。
- イベント前後に専門家が販売スキルの習得支援やアドバイスを行い、イベント経験が少ない事業者へのフォローを実施します。

（3）商店街にぎわい回復事業

- 北海道全域における商店街のにぎわいを取り戻すための集客イベントの実施に係る費用を支援します。

平成 30 年 10 月 12 日
株式会社日本政策金融公庫**「平成 30 年北海道胆振東部地震」による災害により被害を受けた
中小企業者等の皆さまに対する災害復旧貸付及び特別措置の拡充について**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、「平成 30 年北海道胆振東部地震」による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等の皆さまに対して、「災害復旧貸付」(9月6日付)及び「特別措置(災害復旧貸付の利率引下げ)」(9月 28 日付)の取扱いを開始しておりますが、以下のとおり拡充し、10 月 15 日より取扱いを開始します。

主な拡充内容 (10 月 15 日取扱い開始)**1 災害復旧貸付における対象者の追加**

「北海道内に事業所を有し、当該事業所が平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う停電により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた方」を追加。

2 災害復旧貸付におけるご返済期間のうち据置期間の延長

据置期間を最長 5 年に延長

3 特別措置(災害復旧貸付の利率引下げ)の対象地域を拡大

「勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町」から「北海道内全域」に拡大

(注)既にご利用いただいている災害復旧貸付等のお取引についても、ご融資時に遡って今回のご融資条件等の適用をすることが可能です。

日本公庫は、このたびの地震による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

平成 30 年北海道胆振東部地震における災害貸付の主な内容

		拡充後	拡充前
ご利用 いただける方	国民生活事業 中小企業事業	平成 30 年北海道胆振東部地震による災害により直接の被害を受けた事業者の方 (北海道内に事業所を有し、当該事業所が平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う停電により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた事業者の方を含みます。)	平成 30 年北海道胆振東部地震による災害により直接の被害を受けた事業者の方
	国民生活事業	直接被害を受けた方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方	
資金のお使いみち		被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金	
ご融資 限度額	国民生活事業	各融資制度のご融資限度額に 1 災害につき 3 千万円を加えた額	
	中小企業事業	1 億 5 千万円 (別枠)	
ご返済 期間	国民生活事業	【普通貸付】 10 年以内 (うち据置期間 <u>5 年以内</u>) 【特別貸付】 各融資制度に定められたご返済期間内 (うち据置期間 <u>5 年以内</u>)	【普通貸付】 10 年以内 (うち据置期間 <u>2 年以内</u>) 【特別貸付】 各融資制度に定められたご返済期間内 (うち据置期間は各融資制度に定められた期間内)
	中小企業事業	10 年以内 (運転資金) (うち据置期間 <u>5 年以内</u>) 15 年以内 (設備資金) (うち据置期間 <u>5 年以内</u>)	10 年以内 (運転資金) (うち据置期間 <u>2 年以内</u>) 15 年以内 (設備資金) (うち据置期間 <u>2 年以内</u>)
利率(年)		基準利率 (※) ただし、次の方には、1,000 万円まで、当初 3 年間は「基準利率-0.9%」を適用 ※国民生活事業にあつては、特別貸付等の融資対象となる場合、各制度に定める利率の適用が可能。 ・ ご利用いただける方のうち、 <u>北海道内に事業所を有し、事業所又は主要な事業用資産について全壊等の被害を受けた旨の被害証明書等の発行を受けた方</u> ・ ご利用いただける方のうち、 <u>北海道内に事業所を有し、当該事業所が平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う停電により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた方 (在庫品又は生産・営業設備の復旧のための資金に限ります。)</u>	基準利率 (※) ただし、次の方には、1,000 万円まで、当初 3 年間は「基準利率-0.9%」を適用 ※国民生活事業にあつては、特別貸付等の融資対象となる場合、各制度に定める利率の適用が可能。 ・ ご利用いただける方のうち、 <u>勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町に事業所を有し、事業所又は主要な事業用資産について全壊等の被害を受けた旨の被害証明書等の発行を受けた方</u>

「北海道胆振東部地震」に関連する特別号

復興に向かって頑張る中小企業を
保証協会も全力でサポートします!

保証のしるべ

臨時号

2018 No.660

北海道信用保証協会

(H30年9月発行)

道内中小企業・小規模事業者の皆様を 全力でサポートします！

平成30年9月6日に発生した「北海道胆振東部地震」により被災された皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

役職員一同、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

北海道信用保証協会では、今回の大規模災害に際し、差し迫った資金繰りに対応することを目的とした「緊急短期資金保証」を新たに創設したほか、国の保証制度である「災害関係保証」や「経営安定関連(セーフティネット)保証」などにより、有事における道内中小企業・小規模事業者の皆様のセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、全力で取り組んで参ります。

今回、北海道胆振東部地震に対応した当協会の支援策をまとめ、広報誌「保証のしるべ臨時号」を作成いたしました。

皆様の復興への足掛かりの一助となれば幸いです。

平成30年9月 北海道信用保証協会

特別相談窓口のご案内

当協会では、「北海道胆振東部地震」により被災された中小企業・小規模事業者の皆様のご相談にお応えするため、次のとおり「平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口」を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

●受付時間

平日 9:00～17:00 ※なお、17:00～19:00については、フリーダイヤル 0120-279-540でご相談を承ります。

土日・祝日 9:00～17:00(電話によるご相談)※開設窓口については当協会のホームページでご確認ください。

相談窓口

0120 FreeDial **0120-279-540** ツナグ コシエン

	住 所	電話番号
本 店	札幌市中央区大通西14丁目1番地	011-241-2231
函 館 支 店	函館市大森町24番1号	0138-23-8425
帯 広 支 店	帯広市西3条南6丁目18番地2	0155-24-3658
北 見 支 店	北見市北8条東1丁目3番地	0157-24-5196
小 樽 支 店	小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センター2階	0134-22-5188
旭 川 支 店	旭川市7条通13丁目59番地2	0166-24-1441
釧 路 支 店	釧路市黒金町6丁目1番地	0154-23-1361
室 蘭 支 店	室蘭市東町4丁目29番1号 室蘭市中小企業センター3階	0143-45-6001
滝 川 支 店	滝川市大町2丁目5番32号	0125-23-1201
苫小牧支店	苫小牧市表町1丁目1番13号 苫小牧経済センタービル2階	0144-33-1751

北海道信用保証協会の支援策

お客様のご希望に合わせた支援メニューを用意しています。

当面の資金繰りを確保したい

当協会
独自制度

緊急短期資金保証

P4へ

公的保証制度を利用し、別枠もしくは調達コストを少なく資金を確保したい

国の制度

災害関係保証(直接被害を受けられた方)

P5へ

国の制度

経営安定関連(セーフティネット)保証4号

P6へ

道の制度
(融資制度)

北海道 中小企業総合振興資金
経営環境変化対応貸付【災害復旧】

P7へ

既存借入金の返済に支障が生じており、返済条件を変更したい

返済条件の変更(元金据置・返済額軽減など)には、被災されたお客様の実情に合わせ、柔軟に対応いたします。

経営支援を受けたい

専門家派遣事業

- 「資金繰り改善」「補助金・助成金活用」「販促方法」など、お客様の経営課題に応じた専門家を当協会が選定し、派遣します。
- 各種経営に関するアドバイスなどを必要とされているお客様は、当協会窓口までお気軽にご相談ください。

経営サポート会議

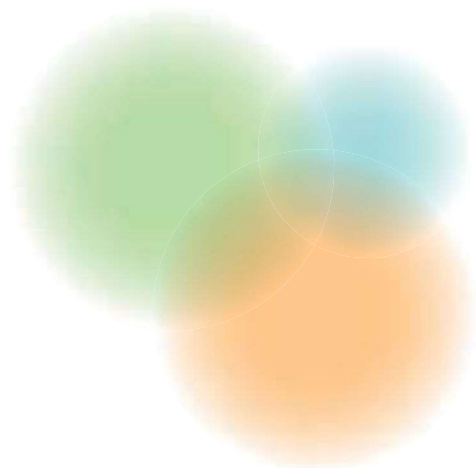
- 取引金融機関等の関係機関が一堂に会し、必要な経営支援と金融支援について意見交換を行う会議です。当協会が事務局となり、開催日程の調整を行います。
- 事業計画の説明の場や、返済条件見直しのご相談の際にもご利用いただけます。
- お近くの当協会窓口まで、お気軽にご相談ください。

※ただし、場合によってはお客様のご希望に添えない場合もあります。

緊急短期資金保証

自然災害等の有事において、短期的な運転資金を供給することによって、喫緊の資金繰りを支援し、中小企業・小規模事業者の事業継続を後押しする当協会独自の制度です。

資 格 要 件	北海道胆振東部地震により直接または間接被害を受けた中小企業・小規模事業者
保証限度額	直近決算(確定申告)の平均月商の1ヵ月以内とし、かつ、既存の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)を含め、次の保証限度額の範囲内となります。 普通保証 2億円以内(組合は4億円以内) 無担保保証 8,000万円以内 小口零細企業保証 2,000万円以内 ※1事業者1口限りとなります。 ※最初の決算が未到来の場合、試算表等に基づく月商となります。
資金使途	事業継続に必要な運転資金 ※借換資金は対象となりません。
返済方法	一括返済 ただし、保証期間到来時、中小企業・小規模事業者の資金繰りに応じて、長期資金での借換が可能です。
保証期間	12ヵ月以内
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	原則として法人代表者のみ
保証料率	普通保証・無担保保証の場合 年 0.45%～1.90% 小口零細企業保証の場合 年 0.50%～2.20%
責任共有	普通保証・無担保保証の場合 責任共有対象 小口零細企業保証の場合 責任共有対象外



北海道 中小企業総合振興資金 経営環境変化対応貸付【災害復旧】

北海道胆振東部地震により直接または間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の早期復旧と経営の安定を図るための北海道の融資制度です。

融資対象者	道内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、平成30年9月6日に発生した胆振東部地震の直接又は間接の被害により、経営に影響を受けているもの <適用地域> 道内全市町村
資金用途	運転資金・設備資金
融資金額	設備資金 8,000万円以内 運転資金 5,000万円以内 ※資金用途については、設備資金と運転資金の併用が可能です。(併用時の融資金額は、1企業あたり合計1億3,000万円が限度となります。) ※信用保証のご利用状況、り災証明書、認定書の有無により保証限度額が異なります。
融資期間	1年超10年以内(据置2年以内)
融資利率	固定金利 年 1.0%(融資期間5年以内) 年 1.2%(融資期間10年以内) 変動金利 年 1.0%(融資期間が3年を超える借入の場合に限る)
返済方法・担保	取扱金融機関の定めるところによる
保証料率	年 0.45%~1.90%
取扱期間	平成30年9月6日から平成31年3月31日まで

お申込み方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会にお申込みください。

- ①決算書 2 期分
- ②商業登記簿謄本
- ③見積書または契約書(設備資金の場合)
- ④道が別に定める様式による調書
- ⑤市町村長等が発行するり災証明書の写し
(直接被害を受けた場合のみ)

※中小企業等協同組合および同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

※金融機関および保証協会において融資(保証)審査上、別途書類が必要となる場合があります。

融資あっせん申込書

融資あっせん申込書 (Application form for financing assistance) showing fields for applicant information, loan details, and contact information.

経営環境変化対応貸付(災害復旧)の融資に係る調書

経営環境変化対応貸付(災害復旧)の融資に係る調書 (Investigation form for financing related to business environment change response loan (disaster recovery)) with multiple tables for data entry.

お問い合わせ先のご案内

本店 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地
TEL:011-241-2231
FAX:011-221-1085

旭川支店 070-8691 旭川市7条通13丁目59番地2
TEL:0166-24-1441
FAX:0166-25-5649

函館支店 040-8691 函館市大森町24番1号
TEL:0138-23-8425
FAX:0138-23-8471

釧路支店 085-8691 釧路市黒金町6丁目1番地
TEL:0154-23-1361
FAX:0154-23-1364

帯広支店 090-8691 帯広市西3条南6丁目18番地2
TEL:0155-24-3658
FAX:0155-24-3661

室蘭支店 050-8691 室蘭市東町4丁目29番1号
(市中小企業センター3階)
TEL:0143-45-6001
FAX:0143-45-7818

北見支店 090-8691 北見市北8条東1丁目3番地
TEL:0157-24-5196
FAX:0157-24-5191

滝川支店 073-8691 滝川市大町2丁目5番32号
TEL:0125-23-1201
FAX:0125-22-1360

小樽支店 047-8691 小樽市稲穂2丁目22番1号
(小樽経済センター2階)
TEL:0134-22-5188
FAX:0134-22-5918

苫小牧支店 053-8725 苫小牧市表町1丁目1番13号
(苫小牧経済センタービル2階)
TEL:0144-33-1751
FAX:0144-32-3915

お気軽にご相談ください。

経営金融相談専用ダイヤル

道内の中小企業経営者の皆様方の経営・金融相談をお受けしております。ご相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

ツナグ ゴシエン
0120-279-540

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、本店・業務部企業支援課011-241-5605をご利用いただけます。

連絡所 (次の市町村の商工会議所、商工会内にあります)

●本店	江別 恵庭	●旭川	留萌 稚内 名寄 富良野 士別 上川
●函館	北斗 江差 森 八雲	●釧路	根室 白糠 厚岸
●帯広	本別 清水 幕別	●室蘭	伊達
●北見	北見(留辺梁) 網走 紋別 遠軽 斜里	●滝川	岩見沢 深川 美唄 芦別
●小樽	岩内 倶知安 余市	●苫小牧	浦河 白老 新ひだか

ご注意ください

信用保証協会をご利用のお客様へ

■最近、悪質な仲介業者等、いわゆる金融あっせん屋が保証申込みにあたって、あっせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求する事例が発生しています。信用保証協会においては、保証にあたって所定の信用保証料以外には、手数料、入会金、あっせん料、仲介料等は一切いただいておりません。

■監督官庁および警察庁の指導により、第三者が介入、または相談窓口が認めた方以外の第三者が同席する案件には、応じられないことになっております。

■反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

ご利用にあたって、ご不審な点がありましたら最寄りの信用保証協会へご連絡ください。

北海道信用保証協会

<http://www.cgc-hokkaido.or.jp/>

郵便番号 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地
電話 (011)241-2535・FAX(011)261-8923